

事業系ごみの分別早見表

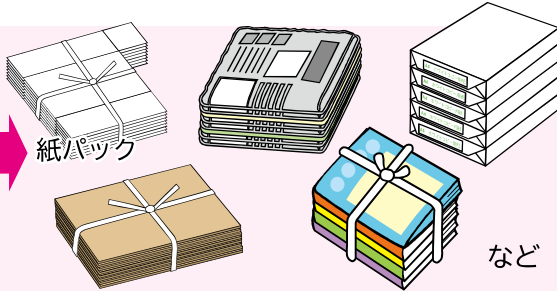
※家庭系ごみの分別とは異なります

種類

事業系のごみと資源物の例
できるかぎりリサイクルしてください

事業系
一般廃棄物

資源化
可能な
廃棄物



お願い

- 古紙類は品目ごとに分別して古紙のリサイクル業者へ委託しリサイクルしてください。
- 機密文書も安全にリサイクルできる業者があります。
- 建設業や紙の製造業等、特定の事業活動に伴い発生した紙くずは産業廃棄物です。
- リサイクル不適物は、紙くずとして排出してください。

紙くず
生ごみ
木くず



お願い

- 生ごみ、木くずについても、リサイクル業者を活用するなどして、可能な限りリサイクルしてください。
- プラスチック容器は産業廃棄物として適正に処理してください。

※排出する前に水分をよく切ってください。

※下記一覧の13~19は業種により産業廃棄物となります。

産業
廃棄物

廃プラスチック類

ペットボトルを含む



主な品目

飲料用のペットボトル、調味料ペットボトル、発泡スチロール等の緩衝材類、PPバンド、弁当・カップめん等の容器（プラ、PP等の表示があるもの）、ラップ類やトレー、ビニール袋、たばこ等の外装フィルム、化学繊維の布 など

注意事項

汚れが付着していても、事業系一般廃棄物にはなりません。産業廃棄物として処理してください。

金属くず

飲料用缶を含む



主な品目

飲食用の缶、商品の入っていた缶、ハサミや刃物類、アルミホイール、ホッチキス針、安全ピン、一斗缶、釘、クリップ など

注意事項

危険物の排出方法は、委託業者に確認してください。

ガラス・陶磁器くず

飲料用ビンを含む



主な品目

飲食用のビン、商品の入っていたビン、コップ等ガラス類、茶碗などの陶器類、植木鉢、調味料などのガラス製容器 など

注意事項

割れ物等の排出方法は、委託業者に確認してください。

廃油



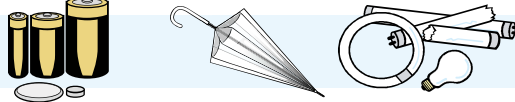
主な品目

食用油、ラード、鉱油油、エンジンオイル など

注意事項

動植物性油や固形油なども廃油に該当します。

複数種類の
混合廃棄物
となるもの



主な品目

電池（金属くず・汚泥）、ビニール傘（廃プラスチック・金属くず）、蛍光灯（廃プラスチック・金属くず・ガラスくず） など

産業廃棄物の種類

特定の業種等（13~19の廃棄物）

産業廃棄物の種類		特定の業種等（13~19の廃棄物）		
すべての業種に共通	1 燃えがら	特定の業種によるもの	13 紙くず	建設業（工作物の新築・改築・除去に伴うもの）で発生した紙くず、パルプ、紙製造業、印刷業、製本業等で発生した紙くず
	2 汚泥		14 木くず	建設業（工作物の新築・改築・除去に伴うもの）で発生した木くず、木材・木製品・パルプ製造業、輸入木材卸売業等で発生した木くず、パレット（全業種）
	3 廃油		15 繊維くず	建設業（工作物の新築・改築・除去に伴うもの）、繊維工業（衣服その他の繊維製品製造業を除く）で発生した天然繊維くず
	4 廃酸		16 動植物性残さ	食品製造業、医薬品製造業、香料製造業で原料として使用した動植物に係る固形状の不要物
	5 廃アルカリ		17 動物系固形不要物	と畜場でとさつ又は解体した獣畜及び食鳥処理場で処理した食鳥に係る固形状の不要物
	6 廃プラスチック類		18 動物のふん尿	畜産農場の動物のふん尿
	7 ゴムくず		19 動物の死体	畜産農業の動物の死体
	8 金属くず		20 政令第13号廃棄物	1~19の産業廃棄物を処理したもので、1~19に該当しないもの
	9 ガラスくず、コンクリート及び陶磁器くず			
	10 鋳さい			
	11 がれき類			
	12 ばいじん			